

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーのために当社の企業価値を最大化すること、及び経営の透明性・効率性を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの要諦であると考えています。

そのため以下の要素に備えた取締役会及び監査役、監査役会が構成される監査役制度を基礎とした、コーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

【取締役会】

・社外での豊富なキャリアと高い見識力を、業務執行に関する意思決定や取締役の職務執行に対する監督にとって有益な意見が期待できる社外取締役を2名以上選任し、透明性の高い経営を行っております。

【監査役・監査役会】

・会社業務に精通し、実際に職場に赴き、調査権限を行使することで業務の実情を把握することが出来る役付取締役経験者またはそれに準ずる者より選任された常勤監査役を設置しております。

・多数決ではなく、単独でその裁量的判断に従い監督機能が発揮でき、取締役の責任を追及する際も各自が単独の判断で行動できる独任制の監査役を設置しております。

・取締役会において高い専門性、豊富なキャリアと高い見識から取締役の職務執行について有益な監査を期待できる経営者、弁護士である社外監査役を選任しております。

また、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実のため、当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半を占める「指名・報酬委員会」を設置し、加えて、社外取締役と社外監査役による情報交換、認識共有の場として「社外役員懇談会」を設置し、定期的に関行を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

株主総会における権利行使(原則1 - 2)

■ 補充原則1 - 2-4

当社は、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえて、議決権電子行使プラットフォームの利用等を検討し、機関投資家や海外投資家をはじめとした株主が議決権を行使しやすい環境整備に努めてまいります。招集通知の英訳につきましては、今後、外国人株主比率の動向を見極め、費用対効果も勘案し、実施について検討してまいります。

情報開示の充実(原則3 - 1)

■ 補充原則3 - 1-2

当社は、今後、外国人株主比率の動向を見極め、費用対効果も勘案し、当社株主構成の外国人株主比率が一定程度を上回った際に、招集通知の英訳等、英語での情報の開示・提供について検討してまいります。

独立社外取締役の有効な活用(原則4 - 8)

当社は、2名の独立社外取締役を選任しております。しかし、独立社外取締役(2名)は、取締役会の三分の一以上を構成しておらず、独立社外取締役が取締役会の三分の一以上を構成することとなる体制については検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

情報開示の充実(原則3 - 1)

1 中期的な企業価値向上への取組み

当社及び当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして時代の変化に対応する柔軟な発想をもち、お客様の課題を解決するのみでなく、お客様の期待を超えた提案をし続けられるよう、当社社員の成長を促し、企業価値を向上するために、経営理念等を策定して、経営戦略の実行により経営計画の達成に努めています。

(1) 経営理念:

当社では、『技術深耕 ～ けっしてあきらめず、出来なかったことを出来るようにする～』という社是に基づき、三つの柱を経営理念と位置づけています。

『求道』…志を同じくする仲間と切磋琢磨して自らの成長を追い続ける

『利次』…歴史の流れの中での自分の役割を自覚し、果たすことで次世代へ繋ぐ

『進取』…リスクにひるまずチャレンジする姿勢を大切にする

(2) ビジョン(ありたい姿): パス・ファインダー

パス・ファインダーとは、道(path)を見つける人(finder)という意味で、今までになく不確実性を増す世界情勢の中で、当社は、自ら道を開いて果敢に進んでいく、そういう企業でありたいと考えています。そして当社は、新しいことに絶えず挑戦しながらグローバルNO.1であり続け、永続的な企業価値向上を通じて、お客様・社員・株主の皆様のご期待にこたえる企業を目指しています。

(3) 中期経営計画:

当社は、経営理念・ビジョンをふまえて、2020年2月期(第57期)の到達点を定めた『第1次 中期経営計画』を2016年4月に策定し、以下を目標値

として、企業価値の向上に努めてまいります。

- ・連結売上高:400億円
- ・連結営業利益:10%
- ・ROE:10%

(4) 上記目標達成のための経営戦略:

- 成長戦略:ソリューション強化/提案営業強化/新製品・新サービスによる需要発掘
- 競争力強化:開発力強化/QCDマネジメント強化/ITシステム活用による合理化/経営管理力強化
- 人材力・組織力強化:ガバナンス強化/グローバル企業としての企業風土作り/従業員のやりがい高揚

2 基本的な考え方:

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーのために当社の企業価値を最大化すること、及び経営の透明性・効率性を向上させることが、コーポレートガバナンスの要諦であると考えています。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

基本方針:

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、次の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実を実現していきます。

- 株主の皆様の権利を尊重する。
- 株主の皆様の平等性を確保する。
- 株主の皆様を含む当社のステークホルダーとの良好・円滑な関係を構築する。
- 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役会の役割・責務を果たす。
- 株主との建設的な対話に努める。

3 当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬制度については、

- (1) 株主との価値共有を促進すること、
 - (2) 説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えるものとする、
 - (3) 優秀な人材を確保・維持できる水準を確保すること、
 - (4) 取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすること
- を基本方針として、基本報酬とともにストックオプション等のインセンティブ報酬を付与することとしており、それらの各取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。一方、社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、各社外取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。

4 当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の指名を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

5 全取締役候補者及び全監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示することとしています。

独立社外取締役の独立性判断基準及び資質(原則4 - 9)

当社取締役会は、社外取締役の独立性判断基準を以下のように定めて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる候補者を選定するよう努めています。

1 基本的な考え方

独立社外取締役とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいうものとする。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるため、独立性はないと判断する。

2 独立性の判断基準

上記1の基本的な考え方を踏まえて、以下に該当する者は、独立性はないものと判断する。

(1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

当社または当社の子会社が、当該取引先の意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係がある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当社または当社の子会社との取引による売上高が、当該取引先の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先(業務執行者としての兼務先)である企業との取引を所管する当社部門を通じて、当該兼務先へ直接照会を行う等の方法により、当社及び当社子会社と当該企業との取引関係を調査し、その独立性について判定を行う。

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社の意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係のある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当該取引先との取引による当社の売上高が、当社の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先(業務執行者としての兼務先)である企業との取引を所管する当社部門と協議し、その独立性について判定を行う。

(3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

「多額の金銭その他の財産」の判断にあたっては、会社法施行規則第74条4項6号二または同規則第76条4項6号二の「多額の金銭その他の財産」に準じて判断するものとし、当該財産を得ている者の総収入に対する当社からの報酬の依存度が相当程度高い場合には、これに該当するものと判定する。

(4) 過去1年間に於いて、上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者

(5) 以下に掲げる者のうち重要な者の配偶者または二親等内の親族

- a.上記(1)から(4)に該当する者
- b.当社の子会社の業務執行者
- c.過去1年間に於いて、上記(b)に該当していた者
- d.過去1年間に於いて、当社の業務執行者であった者

取締役の役割責務(原則4 - 1)

■ 補充原則4 - 1-1

当社取締役会は、「取締役会規程」において、法令及び定款に定められた事項のほか、M & A、組織再編、主要な子会社役員の選任、多額の資産の取得・処分等の当社及び当社グループ会社に係る重要事項を取締役会の決議事項と定めており、それ以外の事項については、経営陣に決

定を委任しております。

取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(原則4 - 11)

■ 補充原則4 - 11-1

当社は、取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役及び社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持・向上に努めております。現在、取締役は7名であり、そのうち2名は独立社外取締役となります。社内出身の取締役は、設計・開発・生産・営業・人事・経理財務等の会社の主要な各機能の幹部層から選任し、社外取締役及び社外監査役は、現下の主要な経営課題に則して期待する専門性・知見・経験等を明確にして選任しています。なお、当社では、「役員人事・報酬諮問委員会」を設置し、経営陣幹部・取締役の選解任を審議することとしております。

■ 補充原則4 - 11-2

当社では、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その役割・責務を有効に果たすための十分な時間を確保すべきとの観点から、その数を合理的な範囲内にとどめております。なお、取締役及び監査役の兼任の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しています。

■ 補充原則4 - 11-3

当社取締役会は、毎年度末に、取締役会の各メンバーにアンケートを実施し、そこでの自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行なっております。当該分析・評価に際しては公正性・透明性に配慮しております。その結果の概要については、以下のとおりです。

1 分析・評価方法

取締役会は、現任の取締役及び監査役のうち、対象期間中に在任していた者を対象として2018年3月に自己評価アンケートを実施しました。取締役会事務局は、自己評価アンケートを作成したうえで、外部専門家に委嘱して集計をし、その集計結果を取りまとめて、取締役会に報告いたしました。

取締役会は、その結果の報告を受け、議論を行いました。

2 評価項目

自己評価アンケートの主な項目は、以下のとおりです。

- (1) 取締役会の役割・責務
- (2) 取締役会の運営
- (3) 取締役・監査役に対する支配体制
- (4) 取締役・監査役のトレーニング
- (5) 株主(投資家)との対話
- (6) 取締役・監査役自身の取組み
- (7) 総括

3 分析・評価結果の概要

(1) 総評

自己評価アンケートの結果、取締役会の実効性の確保については一定の評価がなされ、全体として昨年より改善の傾向があるものと結論づけることができました。

(2) 改善点と取組

前記(1)のとおり全体としては取締役会の実効性確保につき評価をできるものの、個別の回答については改善すべき点の指摘もあり、次期以降、以下の取組を継続し、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

a.他の会議体等からの付議事項の選定に関連するアンケートの質問事項においては、平均スコアのやや低いものがみられました。当社では第56期から執行役員制度を廃止して新たなガバナンス体制を構築することとしており、取締役会から下位の会議体のモニタリング等ができるよう取組を進めます。

b.取締役会への情報提供に関しても、第56期からの新たなガバナンス体制のもと、新設する下位会議体における情報の整理・分析、下位の会議体から取締役への適切・適時の情報提供等を行うことができるよう取組を進めます。

c.株主との対話に関しては、投資家への情報提供の方法・情報の選択、取締役会への関連情報の徴収等につき、検討を進めます。

取締役・監査役のトレーニング(原則4 - 14)

■ 補充原則4 - 14-2

当社は、当社取締役及び監査役に対して、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。当社取締役及び監査役は、当社が主催する役員研修や当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。また、当社の取締役及び監査役に対して、その就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得すべく、社内の経験ある取締役が指導するとともに、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

株主との建設的な対話に関する方針(原則5 - 1)

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、IR担当統括部長を任命するとともに、IR担当部署を設置し、次の取り組みを行うことを基本方針としております。株主との建設的な対話を促進するに当たっては、経理担当、財務担当及び法務担当等社内各部署と定期的な連絡会をIR担当統括部長が開催することとしております。主要な機関投資家に対しては、IR担当統括部長及びIR担当者が、毎四半期の業績開示後に個別のミーティングを実施するほか、会社の動向に合わせて適宜、スモールカンファレンス等を実施することとしております。なお、IR担当統括部長は、必要に応じて、対話において把握された株主の意見・懸念の概要を取締役に報告することとしております。決算説明会や各種ミーティングを問わず、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図るという基本的な考えのもと、インサイダー取引防止を目的とした社内規程である「インサイダー取引防止社内規則」に基づき、適切な情報管理に努めることとしております。

いわゆる政策保有株式(原則1 - 4)

当社は、当社取引先との長期的な信頼関係の構築により、当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的として、当社取引先である上場会社の株式を保有しております。

これらの政策保有株式のうち主要なものについては、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、毎年取締役会にて、その株式の政策保有についてのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行います。具体的には次のスクリーニング基準を設け、検証が必要な銘柄を抽出しております。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

【スクリーニング基準】

- 1株価水準、財務内容から株式価値の毀損が大きいと判断される企業
- 2前事業年度の業績において、営業利益、経常利益または当期純利益のいずれかがマイナスを計上している企業
- 3法令違反や反社会的行為等の社会的に影響の大きい不祥事を起こした企業
- 4支配権の変動や企業組織の大幅な改装等、保有目的を阻害したり株式価値を著しく毀損する可能性のある議案が付議された企業

関連当事者間の取引(原則1 - 7)

当社では、役員や主要株主等との取引を行う場合、取締役会への報告を求め、その相当性について審議・検証する体制を整備しております。また、これらの関連当事者との取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や金融商品取引所が定める規則に従って必要な事項を開示いたします。更には、関連当事者との取引の実施状況等に係る情報を適切に把握・管理し、必要に応じて取締役会で審議・決議を要することとしており、かかる目的を達するため、取締役会は、当該取引の実施状況等の報告を定期的に受けることとしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社和田ホールディングス	900,000	12.50
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED (常任代理人)シティバンク、エヌ・エイ東京支店	886,200	12.31
和田明男	500,162	6.95
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE-HCR00 (常任代理人)香港上海銀行東京支店	288,600	4.01
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT (常任代理人)株式会社みずほ証券決済営業部	273,500	3.80
ユニ・チャーム株式会社	245,100	3.40
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV (常任代理人)香港上海銀行東京支店	198,300	2.75
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 (常任代理人)香港上海銀行東京支店	163,000	2.26
白十字株式会社	153,920	2.14
株式会社GM INVESTMENTS	130,000	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドについては、2016年12月28日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2016年12月20日付で以下の株式を所有している旨が記載されています。

名称 / 保有株券等の数 / 保有株式割合

シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド / 1,318千株 / 18.32%

当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッドについては、2016年4月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2016年4月15日付で以下の株式を所有している旨が記載されています。

名称 / 保有株券等の数 / 保有株式割合

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー及びその共同保有者他1社 / 254千株 / 3.54%

当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する特別な事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
日置政克	他の会社の出身者											○
佐々木道夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日置政克	○	_____	グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での責任者としての見識と豊富な経験を有しており、それによって当社経営の客観性・中立性および妥当性が確保されることを期待して、社外取締役として当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しました。同氏は当社が独自に定める「役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

佐々木道夫	○	——	グローバル企業における営業・マーケティング分野を主とした責任者として、また会社経営者として多面的な経営判断に必要な見識・経験等を有しており、それによって当社の経営を監督し、ガバナンス強化をしていただくことが最適であると判断しました。同氏は当社が独自に定める「役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、任意の仕組みとして、独立性を備えた筆頭社外取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役又は社外監査役である「役員人事・報酬諮問委員会」を設置して、役員の人事及び報酬について審議することとしております。

取締役候補者の指名に関しては、独立性を備えた筆頭社外取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役又は社外監査役である「役員人事・報酬諮問委員会」を設置して、人格・識見・能力・資質等の選定基準を設け、当該基準を満たす者を候補者として選定した上で、取締役会にて指名することとしております。監査役候補者の指名に関しては、「役員人事・報酬諮問委員会」において、人格・識見・能力・資質等の選定基準を設け、当該基準を満たす者を候補者として選定し、会社法第343条に従い監査役会の同意を得た上で、取締役会にて指名することとしております。また、監査役のうち1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を指名しております。取締役会全体としての実効性に関する分析・評価につきましては、「役員人事・報酬諮問委員会」を設置し、自己評価を含めた適切な評価方法について審議することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、当社の開示する情報の正確性の担保を重要視しており、外部会計監査人による高品質な監査を可能とすべく十分な監査時間の確保に努めております。過去の監査実績に基づき、次年度の監査時間を検討し、十分な監査時間であることを確認した上で、契約をしています。また、不正の発覚等、当初想定されていない事態が発生して監査時間が超過した場合には、必要に応じた適切な対応をしています。

当社は、外部会計監査人の要請に基づき、外部会計監査人が経営陣幹部にヒアリングを行うなどのコミュニケーションを取る機会を設けることにより、代表取締役をはじめ各取締役等の経営陣及びIR担当統括部長との面談時間を確保しております。

当社では、問題を早期に発見し、適正な監査を確保する観点から、監査の連携を含む外部会計監査人と社内の関係機関や関係部署との連携が不可欠であると認識しております。このような観点から、外部会計監査人と監査役、内部監査部門や経理部門等の関係部門、社外取締役との十分な連携を確保することとしております。

当社では、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、代表取締役の指示により、各担当取締役が中心となって速やかに調査を行い、是正することとしております。その過程で、監査役は、常勤監査役を中心に、内部監査部門その他の関係部門との連携をとって、上記各担当取締役の調査の確認を行い、必要に応じて各取締役に対して是正勧告するとともに、是正後は、直ちに取締役等からは正結果についての報告を求めることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鶴田 龍一	他の会社の出身者													○
西川 正一	その他										○			
竹内 隆夫	弁護士													○

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴田 龍一	○	――	企業活動において長年、国内外にて財務・経理部門の主要ポジションを経験され、幅広い経理や財務の知見を有しておられ、客観的で広範かつ高度な視点で監査していただくことが最適であると判断しました。同氏は当社が独自に定める「役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
西川 正一		同氏は、西川産業株式会社の代表取締役社長であり、当社との間で商品売買の取引がありますが、同社との取引額は、その売上高の1％程度であります。	主に会社経営の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくためです。
竹内 隆夫		竹内総合法律事務所所長	弁護士としての企業法務等に関する専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただくためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

下記「取締役報酬関係」における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

会社が当該付与対象者にストック・オプションを付与している理由は、対象者と当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的としているためであります。当社としては、この目的に合致する経営を担う社内取締役を付与の対象者として選定しています。社外取締役及び社外監査役については、その役割と独立性の観点から、ストックオプションの付与対象者とはしておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の別に各々の総額を有価証券報告書に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬制度については、a.株主との価値共有を促進すること、b.説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えるものとする、c.優秀な人材を確保・維持できる水準を確保すること、及びd.取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針として、基本報酬とともに賞与、ストック・オプション等のインセンティブ報酬を付与することとしており、それらの各取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。一方、社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、各社外取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。取締役の報酬制度や報酬水準については、独立性を備えた筆頭社外取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役又は社外監査役である役員人事・報酬諮問委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を確保しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案背景、目的、その内容等につき、取締役会の開催前に資料を配布し、必要に応じて、コーポレート統括部より十分な説明が行われております。尚、定期的に社外取締役と社外監査役は常勤監査役と交流し、情報の共有を行っております。

また、社外監査役については、補助スタッフ以外に要請に応じて、コーポレート統括部が事務局となり、補助することとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

【取締役・取締役会体制】

当社の取締役会は、取締役7名(本報告書提出日現在)で構成されており、原則毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、当社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに業務執行の監督を行っております。

【監査役・監査役会】

当社は、社外監査役によって構成される監査役会を設置しております。監査役会は、社外監査役3名(本報告書提出日現在)で構成され、1名が常勤であります。また、社外監査役のうち1名は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。各監査役は、監査役会が作成した監査計画にしたがって、業務活動の全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性及業務実施の有効性、法令等の遵守状況等につき、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、連結子会社の調査などを通じた監査を行い、これらを監査役会に報告しております。さらに、会計監査人から随時監査に関する報告及び説明を受け、かつ計算書類及び附属明細書についても検討を加えております。

また、法律上の判断を必要とする事項については、顧問弁護士等の社外専門家との密接な関係を保ちつつ、適正なアドバイスを受けております。

【社外取締役及び社外監査役との間で締結している会社法第427条第1項に規定する契約の概要】

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を限度としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの実効性をあげることが最も合理的であると考え、監査役会設置会社制度を選択しております。取締役会による業務執行の監督と監査役会による適法性・妥当性監査の2つの監視機能を発揮できる体制を維持することが当社にとって最適な体制であると考えております。

【社外取締役に関する事項】

社外取締役には、金融や経済の分野をはじめとする豊富で幅広い経験及び知識、グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での責任者としての見識と豊富な経験に基づいた助言や監視を行っていただき、それによって当社経営の客観性・中立性及び妥当性が確保されることを期待して、当社経営のチェック機能を担っていただいております。

【会計監査人に関する事項】

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名 増田豊、村上和久

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の検討時間を十分に確保できるよう、外部会計監査人による適切な監査時間の確保等に配慮しつつ、招集通知の早期発送に努め、株主総会開催日(2018年5月17日)の3週間前の発送を心掛けております(発送日2018年4月26日)。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議後、招集通知を発送するまでの間に、証券取引所及び当社ウェブサイトにて開示することとしております(掲載日2018年4月19日)。
その他	< 株主総会関連の適切な日程 > 決算日から3ヶ月間という期間内に、株主総会招集通知を受領した株主の熟考期間を十分に取ること、また、会計監査人による決算書類の監査に十分な日数を確保することを前提にスケジュールを設計した上で、出席者を収容できる会場の確保や社外をはじめとする取締役・監査役の出席可能性等を勘案し、総会日を決定しております。 < 株主総会における適切な情報提供 > 株主総会招集通知については、法定記載事項のみならず、株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を積極的に盛り込むべく常に見直しを行い、記載内容の充実を図るよう努めております。また、これらの内容は必要に応じて機関投資家等との対話を通じて説明を行っています。さらに、総会の議場においては、映像資料を用いて、事業報告の主な内容や重要課題、中長期の展望について株主に分かりやすく説明、丁寧な質疑応答を行っています。 < 株主総会決議事項の取締役会への委任 > 当社は中間配当など、株主総会決議事項の一部を取締役に委任できるようにしております。その前提として、取締役会(取締役7名)には、独立社外取締役2名が参画しており、株主視点でのチェックを行う体制をとっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を原則として年1回開催しており、社長から経営の概況や経営方針、業績の実績及び予想について報告・説明しております。また、担当者による個別の事業説明などは、随時行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・適時開示書類・有価証券報告書・四半期報告書・株主総会招集通知・株主総会決議・決算説明会資料について随時掲載を行っております。 当社ウェブサイト: http://www.zuiko.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略的な情報発信の強化をめざし、コーポレート統括部にてIR機能を担っております。統括部長以下総勢4名で対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして時代の変化に対応する柔軟な発想を持ち、『技術深耕』の社是を掲げ、独創性と差別化できる技術を深く探ることを創業理念とし、国内はもとより海外にも積極的に業務展開し、ユーザーのニーズに応える受注体制で業務基盤を拡大することにより「グローバル NO.1」へと発展していくことを目指しています。この社是のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社に関わる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。また、商品・サービスの提供を通じて、当社のテーマである「ひとの暮らしをソフトにつつむ」を提供し続けるためには、国や地域を問わず、全ての法令を遵守し、その精神を尊重すること、公正な競争のもとで利潤を追求すること、及び企業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を築く上で当社に課せられた普遍的かつ重要な使命であると認識しております。この考えに基づき、当社及び当社グループの役員及び社員一人ひとりが業務遂行において遵守すべき行動規範「瑞光グループ 倫理方針」を制定し、当社及び当社グループの役員及び社員に広く浸透させております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適切かつ信頼性のある企業情報を、隠蔽することなく、適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であり、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識しております。そのため、会社法・金融商品取引法等の法令や証券取引所が定める規則の遵守はもとより、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要であると判断される情報（非財務情報を含みます。）については、法令に基づく開示以外の情報についても積極的に、かつ分かりやすく、開示することとしております。
その他	女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保 当社及び当社グループは、全てのグループ社員が生き生きと働き、安心して仕事に従事できる職場環境作りに努め、ワークライフバランスの実現に向けた各種支援を行っております。また、性別・経歴・国籍・文化的背景等を区別せずに人材を登用し、社内の多様性の確保を図ることとしております。特に、女性社員が安心して子供を育てることができる職場環境作りを積極的に推進しております。例えば、産前産後の休暇、母性健康管理のための休暇や育児短時間勤務を利用した勤務形態の柔軟化、出産・子育て支援のための出産祝金支給制度の導入など、様々な制度を導入しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

- a.「取締役会規程」「役員規程」「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底する。
- b.取締役会等を通じて取締役に積極的に発言を行わせることにより監督機能を整備し、また、社外取締役を複数名選定することにより、強固な監督機能を具備する。
- c.監査役および監査役会により、取締役の職務執行に対する監査等を実施する。
- d.定期的に社外取締役と社外監査役は、常勤監査役と意見交換会を開催し、重要事案に関する情報共有を行う。
- e.コーポレート統括部が事務局となり、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス状況の管理に取組むとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を実施する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成し、法令および文書管理規程等に従い、取締役会事務局により適切に保存する。また、各種決裁事項等に関する稟議書等についても、担当部署により法令および文書管理規程等に従い適切に作成・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a.コーポレート統括部が事務局となり、リスクマネジメント委員会を設置し、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出して重要リスクを特定する。
- b.各重要リスクについては経営会議に提起し、対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、事業戦略的に改善を推進する。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- a.「稟議規程」の運用、各部門長への権限委譲の徹底、「経営会議」の開催、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステム整備により、意思決定の迅速化を図る。
- b.「年間見通し」「中期計画」等を策定し、月次決算においてその進捗状況を確認・検証のうえ、速やかに対策を立案・実行する。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- a.コンプライアンス委員会は、「瑞光グループ倫理方針」等の社内規程やコンプライアンス順守の取り組み、階層別研修をはじめとする各種の啓発活動を行う。
- b.「内部統制監査」等の実施、各種ホットラインの運用を通じて不正行為の早期発見に努める。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a.「瑞光グループ倫理方針」及び「稟議規程」の運用、グループ横断的な職能規程の整備、グループ子会社への取締役及び監査役の派遣・株主権の行使、内部監査部門による定期的な「内部統制監査」の実施、目標の共有化及び通達等により、当社の内部統制システムの基本方針をグループ子会社に周知するとともに、子会社との間で適切な情報伝達等を行う。
- b.新体制のもとそれぞれの地域の統括部長が主体となり、当社グループの業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

職務補助者（監査役スタッフ）の設置については、監査役と取締役会が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査役スタッフとして配置するものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- a.各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それに従って監査役の職務の補助を行う。
- b.監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と人事課が事前協議のうえ実施する。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制

- a.当社及び子会社の取締役及び使用人等が、各社の監査役主催の定例会等において業務の運営や課題等について報告するとともに、監査役に対して取締役会及び重要会議へ出席することを要請して適宜報告する。また、子会社の監査役は、各社における報告内容に関し、当社監査役に対して適宜報告する。
- b.「監査役通報システム」によって、会計及び監査における不正や懸念事項について、当社及び子会社の使用人等が直接、当社の監査役会に通報する体制を構築する。

(10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門に要請する。また、「監査役通報システム」において、匿名での通報を認めるとともに、通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(11) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針

- a.「監査役監査基準」に従い、監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上する。
- b.緊急または臨時に搬出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
- c.監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a.監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、会計監査人との連携を図る。
- b.「内部監査室」を設置し、毎月の報告・連絡会を実施する。なおそれらの人事事項は、監査役の同意を必要とする。
- c.当社監査役と子会社の監査役との連携を図るために、当社常勤監査役に対し適宜報告する。
- d.各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力する。
- e.監査役は、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。

(注)グループ子会社とは、会社法上の子会社をいう。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1 取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
- 2 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組む。
- 3 反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署及び情報収集、管理、報告方法を定めるほか、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

